

# 自走式草刈機の借り方手順について (令和8年度)



この事業はふるさと納税寄付金を活用しています。

## ① 希望日に貸出しが可能なかどうかの確認 貸出業者：株式会社ナカエ

〒523-0022  
近江八幡市馬淵町633番地1  
TEL 0748-37-0348  
FAX 0748-37-0373  
メール nouki-kkn@kk-nakae.co.jp

※ 日曜日と月曜日は休業日です。営業時間は8:30～17:30です。  
年末年始休暇、お盆休暇があります。

自走式草刈機の台数に限りがありますので、希望される日に予約ができない場合があります。



## ② 「自走式草刈機借用申請書兼誓約書」及び「レンタル承諾書」 を貸出業者に提出

※ 遅くとも借用する2営業日前までに提出してください。



## ③ 自走式草刈機の受取

※ ご希望の場所に貸出業者が配送しますので、使い方等の説明を受けてください。



## ④ 自走式草刈機の返却

※ 使用后、貸出業者が引き取りに来られます。

(その他注意事項)

- ・借用ができる団体は、自治会のほか、ボランティア団体等営利を目的としない団体（組織）であり、個人や企業、事業所への貸出は行っていません。
- ・1団体1回の使用につき1台のみの貸出になります。
- ・借用できる期間は原則1週間です（1回の使用につき）。

【担当課】

近江八幡市役所 環境政策課

TEL 0748-36-5593 FAX 0748-36-5882

メール 010611@city.omihachiman.lg.jp

